

# 公益財団法人岩山育英会 寄附金等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩山育英会（以下「当会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 指定寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより用途を特定して受領する寄附金
  - ② 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金は、金銭のみとする。

## (寄附金の募集)

第3条 当会は個人または団体から常時以下のとおり寄附金を募ることができる。

- 2 指定寄附金は、寄附金を寄附者の指定する用途に従って使用することとして募集しなければならない。
- 3 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 4 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
  - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
  - ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
  - ③ 寄附金の受け入れに起因して、当会が著しく資金負担が生ずる場合
  - ④ 前3号に掲げる場合のほか、当会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

## (受領書等の送付)

第4条 育英寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

## (情報公開)

第5条 当会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

## (個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。
- 2 この規程は、公益財団法人岩山育英会の設立の登記の日から施行する。
- 3 第2条及び第3条に一般寄附金に関する条項を追加（平成24年5月25日理事会議決）
- 4 第3条第2項の指定寄附金は寄附者による用途指定に従う旨に改定（平成25年10月2日理事会議決）